

友好協力協定

甲：日本消費者法学会

乙：中国消費者權益保護法学研究会

双方の有効協力を強化し、日中両国の消費者權益保護法学に対する研究を推進するために、本協力枠組協定を締結する。

第1条 甲乙は、必要に応じて下記事項を行うものとする。

- 一. インターネットを通じて、双方が把握している情報を交換、共有する。
- 二. 甲乙は主催する研究に関連する大会などの行事については、相互に招聘する。
- 三. 甲乙は共通して関心をもつテーマについて、共同でセミナーを開催することができる。運営にあつては、甲乙間で協議するものとする。
- 四. その他の協力事項

第2条 第1条の各活動を行うに際して、参加者は、原則として参加費用を自己負担するものとする。

第3条 本協定の有効期限は3年間とし、署名日から効力を発生する。

第4条 中国語、日本語による本協定各二通を作成し、双方が各一通ずつ保管する。

甲：日本消費者法学会

理事長

乙：中国消費者權益保護法学研究会

会長